公共施設等の管理に関する協議書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　住　所　　羽生市東６丁目１５番地

　　　　　　　　　　　　　　　　管　理　者 　 羽　　生　　市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 氏　名 羽生市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　申　請　者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　申請者　　　　　　　　　　と管理者 羽生市　羽生市長 　　　　　　は、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）にもとづく開発行為の工事により設置される公共施設等の管理に関し、同法第３２条の規定により、下記のとおり協議した。その結果、協議が成立したので両者記名押印のうえ２部作成し、１部ずつ所持するものとする。

記

１．新たに設置される公共施設等について

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 番　号 | 概　　要 | | | 管理先 | 帰属先 | 備　考 |
| 幅員寸法 | 延　長 | 面積・個数 |
|  | １ |  |  |  |  |  |  |
|  | ２ |  |  |  |  |  |  |
|  | ３ |  |  |  |  |  |  |
|  | ４ |  |  |  |  |  |  |
|  | ５ |  |  |  |  |  |  |

２．既存の公共施設等について

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 番　号 | 概　　要 | | | 管理先 | 帰属先 | 備　考 |
| 幅員寸法 | 延　長 | 面積・個数 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |

**３．設計施工方法について**

　(1) 道路構造及び付属公共施設等については、羽生市道路構造の技術的基準に関する条例による設計とし、建設課と協議のとおり施工する。

　(2) 公共施設等の工事に関し、必要に応じ管理者は、その工事がこの協議書で定めるとおり行われているか否かについては、確認することができるものとする。

(3) 上水道及び消火栓については、別途水道課と協定書を締結し協議のとおり施工する。

(4) 防火水槽については、別途消防本部と協議のとおり施工する。

　(5) 下水道については、別途下水道課と協議の通り施工する。

　(6) その他の公共施設等については、別途協議主管課と協議のとおり施工する。

　(7) 工事を廃止した場合は、公共施設等の復元は、申請者が責任をもって行うものとする。

**４．帰属について**

　(1) 申請者が管理者に対してなす公共施設等の引渡しは、羽生市が行う工事完了検査に合格した後に行うものとする。

(2) 所有権移転の登記は、嘱託登記とし、嘱託書の調整は管理者が行い、その他の事務は、速やかに申請者が行うものとする。

(3) 消火栓若しくは防火水槽の引渡し等については、水道課若しくは消防本部の立ち会いのもとに放水試験等を行い、その後に行うものとする。

**５．管理について**

(1) 公共施設等に故障があった場合の補修については、公共施設等引渡し後２年間は、申請者が行うものとする。

(2) ゴミ集積所の維持管理については、申請者が責任を持って行うものとする。

**６．その他**

(1) 工事施工中に埋蔵文化財等を発見した場合は、直ちに工事を停止し、埋蔵文化財等の保全に努めるとともに、教育委員会生涯学習課に連絡をし、その指示に従うものとする。

(2) 工事施工中は、既存の公共施設等の保全に努めるとともに、毀損した場合は、申請者が責任をもって復元するものとする。

（3）前項までに規定する帰属及び管理についての協議項目は、この協議書で新たに設置される公共施設等のみに適用されるものとする。